

① 重度心身障害者医療福祉費支給制度(マル福)の対象範囲を 拡充しました

問 保険年金課(内線 143)

4月1日から、下記のとおり対象範囲を拡充しました。助成には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

現行	①身体障害者手帳1級および2級および内部障害3級 ②身体障害者手帳3級+療育手帳B(※IQ50以下) ③療育手帳AおよびA ④障害年金1級 ⑤特別児童扶養手当1級 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級
拡充	⑦精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳3級または4級 ⑧精神障害者保健福祉手帳2級+療育手帳B(※IQ50以下) ⑨身体障害者手帳4級+療育手帳B(※IQ50以下)

※IQ50以下：療育手帳Bの交付を受け、福祉相談センターまたは児童相談所で発行される判定結果書の知能指数が50以下の方

② 固定資産税納税通知書を発送します

問 課税に関して：税務課(内線 110) 納税に関して：収税課(内線 121)

令和6年度固定資産税の納税通知書を4月12日頃に発送します。納税通知書の税額や、同封されている「課税明細書」に記載されている資産の詳細などを確認いただき、納期限までに納付してください。

「全期前納納付書」で納付する方については、誤納付を防ぐため「期別納付書(第1期から第4期)」は適切に廃棄処分等を行ってください。また、全期前納納付をする場合の納期限は4月30日(火)となります。

③ 土地・家屋価格等縦覧帳簿および名寄帳の閲覧を行います

問 税務課(内線 110)

縦覧とは、自己資産の評価が適正かどうかを判断するために、市内の土地・家屋の価格を確認できる制度です。縦覧期間中は、名寄帳の閲覧と交付は無料です。

期間 4月30日(火)まで ※土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

場所 市役所本所 税務課、各支所 地域課

縦覧できる方 市内の土地、家屋に係る固定資産税納税義務者(法定免税点未満および非課税である方を除きます)、納税管理人、相続人(所有者が死亡している場合)等

※土地のみを所有する方は土地のみ、家屋のみを所有する方は家屋のみの縦覧しかできません。

※縦覧帳簿のコピーはできません。

持ち物 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、免許証等)の他、代理人等の場合は次のものもお持ちください。

所有者等の代理人	委任状(署名または記名押印)
法人の社員	法人の印が押された委任状
所有者の相続人	相続関係が確認できる書類

※納税通知書が手元に届いている場合は、あわせてお持ちください。